

日本古代社会における「氏」と「部」の出現をめぐる

——東アジア古代社会との関係から——

奥 田 尚

A Study on "Uji (氏)" and "Be (部)" in Ancient Japanese Society

Hisashi Okuda

はじめに

(1)

古代日本の「氏」についても、「部」についても膨大な研究の蓄積があることは、周知のところである。⁽¹⁾ 膨大な数のそれらの業績の主要テーマは、「氏」の実態、「部」の実態の追求に向けられていることは、いうまでもない。近年では前者については家族制度をめぐる研究に力点が置かれており、後者については「部」の制度が社会に占める位置をめぐる研究が盛んである。こうした個別の「氏」や「部」をめぐる研究の一方、両者を関連づけて把握

しようとする研究も行なわれた。そうした研究の代表的業績に平野邦雄のものや、阿部武彦のものがある。

平野邦雄は、五世紀後半には成立していた百済の「部司」制度により、渡来人の「部」がまず成立し、それが在来のトモ（伴造）制度に波及するとともに、やはり五世紀後半に確立した百済の「氏」も導入されたとする。⁽²⁾

阿部武彦は、五世紀前半から発達してきた伴造制度は、六世紀初頭に百済の「部司」制度が入ってきて整備されたが、伴造を中心に「氏」も地方豪族、また中央豪族に波及したとする。⁽³⁾

以上の両説は、古代日本における「氏」と「部」の成立に関する

る通説的見解とみてよいが、トモ制度の展開上に「氏」と「部」を位置づける点が大きな特色であるとともに、まさにその点に最大の問題がある。トモ制度の存在は、「部」を扱う諸研究の基礎ともなっているが、トモ制度なるものは、日本の金石文や日本に関する外国文献には存在の確証が得られず、同時期を描く史料としては『記』『紀』のみに記述された制度にすぎない。これに対し「部」は後述するように、金石文にその存在は明らかであり、存在の確認できないトモ制度と、存在の確実な「部」を連結させて考える点が最大の難点である。たとえば、もしトモ制度の存在がなかったとすれば、「部」は突如として出現するのであり、「部」の突如の出現の持つ意味は、両説では全く捉えられていないことになる。

この事情を一般的な方法論に換言すれば、次のようにいえる。「部」なら「部」の様相を明らかにしようとする場合、「部」に関連する史資料は多ければ多いほどよい。しかし、この命題には、落とし穴がある。すなわち、「部」に関係するとして集められた史資料が虚偽のものばかりであるとすれば、史資料を多く集めれば集めるほど、実像とは全く無縁の虚像ばかりが浮かび上がることになる。したがって逆に史資料を限定して、その限りで像を結ばせるという方法論にも、大きな有効性が認められねばならないのである。

本稿ではこうした方法論に関する認識に基づき、基本史料を中国文献と金石文に限定すれば、「氏」ならびに「部」は、日本古

代社会においてどのような様相を示すのかについて考えてみたい。

一 古代日本における「氏」の名の用例

古代日本の「氏」が、史料にどのようなにあらわれるかについてみておきたい。「氏」の名の始用例については、すでに平野邦雄や吉田孝らに代表される研究がある。⁴⁾まず、吉田により「氏」の名らしきものがみえるとされている、『宋書』倭国伝から検討してみたい。

『宋書』倭国伝には次のような人名がある。

①倭讃・讃 ②司馬曹達 ③珍 ④倭隋 ⑤済 ⑥興 ⑦武

『宋書』師子国伝には「元嘉五年。国王刹利摩訶南奉表曰」とあり、国王の名前の「刹利摩訶南」の表記は、師子国の上表文に記されたものとみてよい。これからすれば①讃、③珍、⑤済、⑥興、⑦武は、いずれも倭国側の表記である。④倭隋は珍が將軍号を「求除正」した人名であるから、これも倭国側の表記による人名である。そうすれば①の「倭讃」もまた倭国側の表記である。②の「司馬」は、「氏」的なものとも、単なる役職名の中国風の呼称ともみることができる。たとえ司馬を役職名としても、「曹達」の「曹」は中国にも多い「姓(氏)」であるから、司馬曹達の名前には「氏」的なものが含まれることは疑えない。ただし、これは渡来系譜につながる人間であるから、倭人の「氏」とみな

すわけにはいかない。しかし、①倭讃の中国への遣使は、永初二年（四二二）以前の、それをあまりさかのぼらない頃であるから、四二〇年頃には「倭讃」・「司馬曹達」・「倭隋」からみて、中国に対しては「氏」的な部分を付した形での自称名を使用していたのである（その実際の意味については後述する）。

ただし国内的に向けては、「氏」的なものを含む名前が使用されていなかったことは、「珍」または「武」に比定されることの多い江田船山古墳出土大刀銘により証明できる。すなわち、同大刀銘にみられる人名は、①獲□□□□鹵（大王）、②（典曹人名）无□□、③（作刀者名）伊太□、④（書者）張安である。大王の名には「倭」は付されていないし、②も③も「氏」的な部分に相当する表記がない。④は「張」が「氏」的なものであるが、これは渡来系譜につながる人名である。権力中枢の大王名に「氏」的な部分がないことは、この権力の支配する部分では「氏」的な人名表記は何らの社会的意味を持たないことを示すものである。したがって「張安」は、「氏」的な部分の「張」と個人名部分の「安」に分けて意味を持ったのではなく、「張安」全体で個人名として扱われたものである。

次に江田船山古墳出土大刀銘と同一の大王名が刻み込まれているとする説の多い、稲荷山古墳出土鉄剣銘を検討したい。同鉄剣銘をそこにみえる人名に番号を付して記すと、次のようになる。

- 辛亥年七月中記。①乎獲居臣。上祖名②意富比埵。其兒③多加利足尼。其兒名④弓巳加利獲居。其兒名⑤多加披

次獲居。其兒名⑥多沙鬼獲居。其兒名⑦半弓比。其兒名⑧加差披余。其兒名①乎獲居臣。世々為杖刀人首。奉事来至今。⑨獲加多支鹵大王寺。在斯鬼宮時。吾左治天下。令作此百鍊利刀。記吾奉事根原也。

この鉄剣銘文はいままでもなく日本古代史の基本史料であり、一九七八年の銘文の発見以来膨大な数の先行業績がある。「氏」との関係からいえば、②から二度目の①までの間の八名の名が「その兒（こ）の名」という関係で記されているので、これを素直に八代の系譜とみる立場がある。系譜とみる場合にも、直系の系譜とみるか、傍系の系譜を含んだ「族長」権の継承を含んだ系譜とみるかという問題がある。八名の名には「氏」の名のように共通した部分がないのは、「氏」が成立しているのにそれを表現する必要がないので省略したとみるか、まだ「氏」の名が成立していないとみるかも問題である。これらの問題についての基本部分は、すでに銘文の発表当時から指摘されている。^⑩

まず、「氏」の名は存在していたが省略されたとする見方については、次のように反論できる。⑨の「獲加多支鹵（わかたける）」という大王名に「氏」に相当する部分がないが、①「乎獲居臣（をわけしん）」という形で「臣下」であることを自称するならば、臣下を位置づける称号である「氏」は省略されることなどありえない。「臣（しん）」は「おみ」と読むべきかという意見もあるが、「おみ」と読んだ場合にもそれは王から授与される称号であるから、ますます「氏」の名は省略できないことになる。

いずれにせよ、この段階では「氏」の名は成立していなかったのである。

次に「氏」の名は成立していなくとも、「氏」の本質である始祖からの系譜は成立しているのだから、「氏」は成立していたとする見解がある。さらに八代の系譜は、「族長」権の継承の次第を系譜化したもので、必ずしも血縁者ではないとみる説がある。これらについて考えてみたい。

まず、系譜部分が二つの部分に分かれることは、すでに指摘されている。¹⁰ ①意富比埵、③多加利足尼、④弓已加利獲居、⑤多加披次獲居、⑥多沙鬼獲居のAグループと、⑦半弓比、⑧加差披余のBグループとに分かれることは確実である。銘文の主人公たる①乎獲居臣の名の「獲居」に注目して対比してみれば、Aグループは②意富比埵・③多加利足尼という「獲居」のないグループA1と、④弓已加利獲居・⑤多加披次獲居・⑥多沙鬼獲居という「獲居」のつくA2グループに分けることができる。

A1の③多加利足尼と、A2の⑤多加披次獲居・⑥多沙鬼獲居は「多」が共通する。③と⑤の間に挟まれた④弓已加利獲居の「弓(て)」は、「手(て)」の古形を「手(た)」というように「た」に音通するから、「多(た)」の異表記とみてよい。また③と④は「加利」が人名末尾につくという共通性があり、③「たかり」と④「たよかり」は酷似名である。こう考えれば、②「おほヒコ」↓③「たかりスクネ」↓④「たよかりワケ」と「ワケ(獲居)」の称号にいたる次第を表現した部分、④「たよかりワケ」

↓⑤「たかはしワケ」↓⑥「たさきワケ」と「た××ワケ」を継承したことを表現した部分に分けられる。

ところで、①「乎獲居臣(をわけしん)」の「乎(を)」は「小(を)」と同音であり、「小」の対立概念は「大(おほ)」と「多(おほ)」である。銘文の「多」を「おほ」と読ませたわけではないが、人名の多くに「多」を用いる意識の根底には「を(小)」からの連想を指摘できる。「上祖」に続く時代に「獲居」の称号を獲得した次第(②→④)、次に「獲居」として連続した時代(④→⑥)があり、現在の「乎獲居臣」の時代があるという歴史意識により創作されたのが⑥までの系譜であり、それは「乎獲居臣」の歴史意識の投影に過ぎない。

しかし、このように考えても、なお重要なことは、⑦「半弓比」―⑧「加差披余」―①「乎獲居臣」の系譜は残ることである。⑦と⑧と①の相互の間には血縁関係がなく、「族長」継承の次第を記したと仮定しても、それを「その児の名」という親子関係になぞらえる血統意識があることは、否定できない事実である。ただし、「その児の名」という血統意識は「親と子」という二代の血統意識に限定されることはいうまでもなく、「親」に相当するのが男のみであるか女を含むかは別の問題である。たとえば⑦「半弓比」の名は「はたひ」とみられ、これを「機(はた)霊(ひ)」と理解すれば、女の名にふさわしいのである。

それはともかく、稲荷山鉄剣銘を通説にしたがって四七一年のものとするれば、四七一年には親子関係を積み重ねた形での血統意

識は存在した。しかし、血統に特有の「氏」の名のような記号は発生していないことになるが、造作とはいえ②から⑥までの名にみられる共通性も無視すべきではない。これからみて、先代「半弓比」が先代「加差披余」と、先代「加差披余」が「平（獲居）」と命名する時点には、まだ名の共通性として表現されるような血統意識はなかったが、「平（獲居）」の時代にいたると祖先の名を造作する際には名の共通性が意識される段階によりやうく到達したと考えざるをえない。血統は「平獲居臣」の時代になってはじめて意識されだしたのである。このように四七一年前後は、血統がようやく意識されはじめた時代なのである。

通説にしたがえば、鉄剣銘の「わかたける大王」は、『宋書』倭国伝の倭王武に相当するという。鉄剣銘の「をわけ臣」は、誇張はあるにせよ「吾天下を左治す」と述べており、倭王武の臣下であったことは確かである。四七一年前後に臣下が血統をようやく意識しはじめたのに、倭王がひとりそれよりもはるかに古い時代から血統を王位継承の原則として採用していたとは考えられない。血統の意識は倭王武の時代によりやうく出現するのであり、それ以前の倭王は血統を意識していないのである。

このことを『宋書』倭国伝により、証明しておきたい。『宋書』倭国伝には、「讃死弟珍立」と「興死弟武立」の二つの「弟」関係と、「済死世子興立」の「世子」関係が記される。まず「世子」は諸侯の後継者の意味であるが、『宋書』高句麗伝にみえる北燕の王位継承は「跋死子弘立」、「同」百濟伝の百濟王位継承は「毘

死子慶代立」とあり、いずれも「世子」の用語を使用しない。倭王興の場合には宋の明帝の詔の引用部分にも「倭王世子興」とあることからして、倭王の後継者としての「世子」は興にとって単なる自称ではなく、「世子」としての立場の承認を宋の皇帝権力に要請していたのである。血統による王位継承の原則がなく、血統による継承が自動的に社会的承認をえられるようなものではなかったのである。つまり興の時代の四六二年には血統が、まだ社会的有効性を持っていなかったことを示している。

次に二つの「弟」関係であるが、これより後の『隋書』倭国伝に「倭王は天を以て兄となし、日を以て弟となす」とある。これは天と倭王と日（太陽）の関係を兄弟関係になぞらえたもののとのみ理解されてきたが、そうではなく血縁観念の未成熟さを示すもので、自然物であろうが他者であろうが自己と親近感の必要ない一切を、同じ母体から生じた「はらから（同胞）」とみなす感覚に基づく表現である。つまり「はらから」とみなすことから生じる兄弟関係は、直接の血縁のみを意味するのではなく、親近感の表明に過ぎない関係をも含むものである。倭王讃と珍の「兄弟」関係、興と武の「兄弟」関係はこうした認識の所産であって、決して客観的な血縁関係を表現したものではない。

このことを何よりもよく示しているのが倭王武の上表文で、そこには「亡考済」が高句麗攻撃に大挙しようとしたが、「奄（にわか）に父兄を喪（うし）ない」中止せざるをえなくなり、「居（むな）しく諒闇に在」るために兵甲を動かさない、とある。済

の死後の世子興の遣使は四六二年直前のことであり、済の死去はそれ以前のこと、武の上表文の四七八年まで一六年以上が経過している。これを「奄に父兄を喪ない」とか、「諒闇」すなわち喪中であるとかとはいえない。「奄に父兄を喪ない」の「父兄」の「父」と「亡考済」とは別人物であり、「兄」と「世子興」とは別人物である。

このことは従来あまり注目されていないが、「亡考」の「考」は必ずしも父である必要はなく、「盛名の父祖」の意味であり、祖父または曾祖父でもよい。⁽¹⁾これは中国の用例であるから、父や祖父または曾祖父という血統上に位置する人物になるのであり、倭国の現実からすれば觀念上の父や祖父または曾祖父（つまり先代、先々代、先々々代の王）を意味するにすぎない。したがって明瞭に「奄（にわか）に父兄を喪（うし）ない」「居（むな）しく諒闇に在」と記される「父」と「亡考（盛名の前王）済」は別人物なのであり、おなじく同文中の「兄」と明記される人物と「はらから」意識による兄弟関係にすぎない「世子興」とは別人物なのである。

四六二年ころの世子興の王位継承は、宋皇帝の国際的權威による「世子」承認を条件にせざるをえなかったが、すでに四二五年から四四三年の間に遣使した珍の時代に、「倭国王」の除正と臣下「倭隋」らへの爵号授与の要求があったように、そのころからの国内状況でもあった。それは權威の現実的表現である前方後円墳が、東北地方から南九州にひろく分布するという現象に象徴さ

れるように、頂点に位置する倭王は「はらから」意識で各地の「族長」を統合していたことも対応するものであった。（かかる「はらから」意識が「倭讃」や「倭隋」などの「倭」という「氏」らしき名を自称する原基にあるのであり、すべての倭人を「倭」と意識していることになるから、後の血縁・血統意識を核とする「氏」とは別の意識である）。

前方後円墳以外の倭王用の特別の墳形がなく、前方後円墳が各地の「族長」墓でもあったことは、倭王の權威と各地の「族長」の權威が等質のものであることを表わしており、倭王と各地の「族長」が「はらから」関係にあったことを如実に示している。

こうした等質の並立する權威の頂点の位置は、国外的つまり国際的權威によってしか保障されず、その地位は常に他の「はらから」によって交替可能なものにすぎなかったのである。これは各地の「族長」についても同じことで、その權威は「族」外の、つまり倭王などの權威によってしか保障されず、やはり交代可能なものでしかなかった。こうした外的權威に依拠する權力のあり方は、非常に不安定なものであり、これを克服する途を各地の「族長」も倭王も求めていたのである。そうしてたどり着いたひとつの結論は、稲荷山古墳出土鉄剣銘に暗示されている血統意識による權力構築であったが、四七一年段階ではまだそれが現実化するにはいたっていなかったのである。

それでは確実な「氏」の名の例を次にみよう。島根県岡田山一号墳出土大刀銘に「各田ア臣」とあるのが、それである。⁽²⁾通説で

は、「各田ア臣」は「額田部臣」と通用するものである。「額田部臣」は『出雲国風土記』にみえる人名であり、「各田（額田）部」は完全に「氏」の名である。岡田山一号墳は六世紀後半から末の築造であるとされるので、日本古代における「氏」システムの導入は六世紀末以前である。稲荷山鉄剣銘の「辛亥年」は四十七年とするのが通説であるから、五世紀の第四四半世紀から六世紀末までの間に「氏」は導入されたのである。

ところで、「額田部（臣）某」という形の人名表記の起源は、東アジアでは中国に求めることができる。⁽¹⁴⁾ 中国史書の倭地域について記述は、『梁書』倭伝の高祖即位年（五〇二）と『同』武帝紀天監元年（五〇二）条の倭王武に対する進爵記事から、『隋書』倭国伝の開皇二〇年（六〇〇）の間、百年近い空白がある。この百年の空白の間は倭における「氏」の導入の時期とほぼ重なるから、中国から直接に「氏」が導入されたとみることができず、中国に発生した「氏」システムを朝鮮半島経由で導入したとみざるをえない。項を改めて、五世紀第四四半世紀から六世紀末の、朝鮮半島南部の状況をみておきたい。

二 五世紀第四四半世紀から六世紀末の朝鮮半島南部の情勢

この時期の朝鮮史の史料の『三国史記』も『三国遺事』も、史料の信憑性には問題があり、慎重な扱いが必要である。⁽¹⁵⁾ 金石文と

しては、新羅王真興の巡狩碑が注目される。⁽¹⁶⁾ 五十六年に建立された昌寧碑は、いわゆる任那地域の支配を象徴し、年月不明の北漢山碑は漢江流域の支配を象徴する。したがって真興王代（五四〇～五七六年）に、新羅がいわゆる任那地域の支配と漢江流域の支配を確保したことは疑えない。⁽¹⁷⁾

朝鮮半島の東南部に位置した新羅にとって漢江地域の確保は、中国との間に直接の交通路が確保されたことを意味する。新羅・百済・高句麗の五五〇年前後の中国との関係を見ると、中国史料には注目すべき次のような記述がある。

A 五十二年 新羅、梁に遣使す（『梁書』武帝紀）。時に百済使に従う（『同』新羅伝）。〔高句麗、百済は五十二年から梁に遣使〕。

B 五十六年 高句麗、新羅、北斉に遣使（『北斉書』武成帝紀）。

C 五十六年 新羅、北斉から使持節東夷校尉楽浪郡公新羅王を授与さる（『北斉書』武成帝紀）。〔高句麗は五五〇年などから、百済は五十六年からはじめて北斉に遣使〕。

D 五十六年 新羅、陳に遣使す（『陳書』宣帝紀）。〔高句麗は五十六年などから、百済は五十六年に陳に遣使〕。

すなわち新羅は五十二年段階では、百済使に伴われて南朝梁への遣使を行なっている。これについては『梁書』新羅伝に「その國小にして使を通じ聘することあたわず。（中略）使は百済に随いて方物を献ず」、「語言は百済を待ちて後に通ず」と、百済に圧倒されていた状況が述べられている。

しかし、五六四年段階にいたると、百済に先んじて北朝齊への遣使を実行しているのである。この背景をなす事情として、新羅の漢江地域支配が想定できるから、少なくとも五六四年段階には新羅が漢江地域を支配したとみることができるとはできる。

次に新羅といわゆる任那地域の関係であるが、これについては『隋書』新羅伝に注目すべき記述がある。それによれば、「その先、百済に附庸す。後に百済の高麗を征するにより、人、戎役に堪ず、相率て之に帰し、遂に強盛をいたす。因て百済を襲い、迦羅國に附庸す」とある。

この記事にはいくつか問題点が含まれているが、まず「その先、百済に附庸す」は、原文では「其先附庸於百済」である。『隋書』百済伝の末尾近くには「舛牟羅國」に関する記述があり、そこに「附庸於百済」とある。また『同』倭国伝には、「自竹斯国以東、皆附庸於倭」とある。これら三例はいずれも、主語の国が「於」の次にみえる国名の国に附庸されているという意味である。

したがって新羅伝の上引部分の末尾に「附庸於迦羅國」とあるのは、「新羅が加羅國を附庸した」という意味ではなく、「新羅は迦羅國に附庸された」という意味以外の理解は成立しない。もちろん史料に誤りがないといっているのではないが、具体的にはいわずに任那地域のどの国を指すか不明であるものの、『隋書』新羅伝に任那地域の「迦羅國」に新羅が附庸されているという文章があることは疑えない。

この「(新羅) 附庸於迦羅國」であるが、新羅王でこの前後の

中国史料により名前が確認できるのは、『梁書』新羅伝に普通二年(五二二)に遣使した際の「王募名秦」、「北齊書」武成帝紀の河清四年(五六五)二月甲寅条の「新羅国王金真興」などである。

「王募名秦」は「名募秦」とする版本もあり、『通典』では「姓募名秦」とするが、「募」を「氏」の名とみることができるとはできる。それに対し後者の「金真興」の「氏」の名は、明らかに「金」である。高句麗王は歴代「高」を「氏」の名とし、百済王は歴代「扶余」あるいは「余」を「氏」の名とし、倭国王は「倭」を「氏」の名とした。「高」は高句麗の国名によるものであり、「扶余」「余」は百済王の扶余地域出自伝承によるものであり、「倭」は国名によるものである。新羅王の「金」も国名あるいは出自地域伝承によるものとすれば、国名にせよ出自地域伝承にせよ新羅付近の地名の一部に「金」を冠するものといえ、これは『三国史記』などの金官国(伽洛国・伽耶・賀洛国)、『隋書』の「迦羅國」とみてよい以外には考えられない。

『三国史記』新羅本紀の法興王十九年(五三三)条には、「金官国王金仇亥と妃及び三子、長を奴宗と曰ひ、仲を武徳と曰ひ、季を武力と曰ふ、国帑・宝物を以て、来降す。王、之を礼待し、上等を授位して、本国を以て食邑となす。子の力、仕えて角干に至る」とある。金官国王に旧金官国をそのまま食邑として認めたことは、金官国が滅亡する形で新羅に合併されたのではないことを示している。それは最後の王とされる金仇亥を曾祖父とし、その子の力(武力)を祖父とする、六五〇年ころに大活躍する金庾信

が存在することにも明らかである。

そこで金庾信の系譜をみると、『三国史記』真徳王八年三月条・『三国遺事』太宗春秋公卷などに、金庾信の妹が武烈王（太宗金春秋）の妃である¹⁷とあり、二人の間の太子が文武王（金法敏）になる。文武王三年（六六三）に百済が最終的に滅亡し、文武王八年に高句麗が滅亡し、同一六年に新羅は朝鮮半島全域の支配権を掌握する。少なくとも文武王は、母方の血統は金官国王の血統である。新羅国王ではじめて中国史料に「金」と記された真興王代にこうした事情が存在したとすれば、金官国は滅亡したのではなく、金官王族は新羅王族と合体してその一部となる形で消滅したことになる。

金庾信の父は金官王族の直系（金仇亥の子の武力の子の舒玄）であり、母は法興王の弟の葛文王立宗の孫の万明であり、金官王族と新羅王族の通婚により誕生した子である。この母方の新羅王族の立宗の子が真興王であり、母は『三国史記』法興王二十七年七月条によれば「母夫人金氏。法興王之女」とあるのみで名は不明である。ところが『三国遺事』王曆では、母は「只召夫人。一作息道夫人。朴氏」とあり、母の出自は一致せず、出自はきわめて疑わしいことになる。もし真興王の母が金官王族の娘であれば、法興王一九年（五九二）の金官国の新羅への降伏記事は、新羅王と金官国王の娘の結婚による両国の合併を意味することになり、金官国王の血統を持つ真興王が即位したことは、金官国が新羅国を支配した、つまり附庸したことになる。¹⁸（新羅）附庸於迦羅国

を史実とした場合、新羅王が「金」という「氏」を自称するにいたる事情を合理的に推測すれば、上記以外の解釈はまず困難である。

本題に戻せば、新羅王が「金」を「氏」の名としたのは、五二一年から五六五年の間であった。それは金官王族との通婚（その結果としての両者の間の子の即位）によるものとする以外の想定は非常に困難であり、この通婚と子の誕生によって新羅王は新羅在来社会から自からを切断し、在来社会の上部に位置する王家を創設した。その新羅在来社会であるが、『梁書』新羅伝には「その邑は内に在るを啄評と曰い、外に在るを邑勒と曰う。また中国の言の郡県のごとし。国に六啄評、五十二邑勒あり」とある。梁代（五〇二―五五六年）に王京地域に六つの啄評があり、京外は五十二邑勒に分かれていたのである。

この六啄評は、『三国史記』新羅本紀の冒頭に「辰韓六部」として名が列挙されている六村のことで、『同』儒理尼師今九年条に「六部の名を改め、仍って姓を賜う」とある「楊山部は梁部と為す、姓は李」以下の六部のことである。¹⁹新羅の貴族が「姓（氏）」を名乗るのは七世紀中葉のことといわれており、ここに「姓」がみえるのは誤りである。しかしながら王京地域の六啄評・六部は、本体は邑の一種であるから小地域区分であり、地縁集団としても実質的には実質的には血縁的集団と大差がない。したがって六啄評・六部が王の出自母胎を形成していたのであるが、王が金官王族との通婚によって母胎との結合を切断して、六部の

上に超越する王家を形成したのである。王家が血縁集団として自立するとともに、残された六部もまたそれぞれが血縁的集団と意識されるようになった。王家の自立の時期は、王の姓が募と記された五十二年から昌寧碑の五六一年までの間であった。

この「部」制と王の出自母胎の關係は、高句麗に典型的にみられる。⁽²¹⁾『後漢書』高句麗伝によれば、「凡そ五族あり。消奴部・絶奴部・順奴部・漵奴部・桂婁部あり。もと消奴部は王となる。やや微弱して、後に桂婁部これに代わる」とある。またこれと対比できるかにみえる百済の「部」制は『周書』百済伝にはじめてみえ、⁽²²⁾「都下に万家ありて、分かれて五部をなす。上部・前部・中部・下部・後部と曰う。兵五百人を統べ、五方におのおの方領一人ありて、達率を以てこれとなす」とある。これによれば百済のこの「部」は、百済の領域（あるいはその一部分）を地域的に五区分し、各区分を軍事編成化したものであり、高句麗や新羅の「部」とは性格が異なる。百済の「部」の実態については、次項に述べることにしたい。

百済が高句麗や新羅と異なる点は他にもあり、『南齊書』百済伝には王の牟大の部下に「姐瑾」・「高達」・「楊茂」・「会邁」・「沙法名」・「贊首流」・「解礼昆」・「木干那」らがみえ、すでに中国的な「姓（氏）」のシステムが導入されていることである。⁽²³⁾『隋書』百済伝には「国中の大姓は八族、沙氏・燕氏・苾氏・解氏・貞氏・国氏・木氏・苗氏あり」とある。

高句麗の墓誌の著名なものには、永和十三年（三五七）の「冬

寿墓誌」(安岳三号墳墓誌、永樂一八年(四〇八)の「□氏鎮墓誌」(徳興里古墳墓誌)、年月欠(五世紀前半代)の「牟頭婁墓誌」(牟頭婁塚墓誌)の三例がある。⁽²⁴⁾前二者は中国系の人物であり、高句麗人としては最後の牟頭婁のものが注目される。同墓誌によれば、牟頭婁の祖父は「冉牟」であり、父の名は不明であるものの二文字からなる名で、その一字目は草冠の字である。祖父と父と牟頭婁の名に共通性がみられず、この段階では高句麗には「氏」的な意識はあるが、制度としての「氏」的なものは未確立であった。なお牟頭婁一族は中堅クラスの豪族であった。⁽²⁵⁾

一方、六四二年にクーデターを起こし、宝蔵王を擁立した高句麗の大臣の蓋蘇文は、『新唐書』高句麗伝には「あるいは蓋金と号す。姓は泉氏なり」とある。これによれば「姓（氏）」制度があったことになる。しかし同書には、「父は東部大人・大対盧として死す。蓋蘇文まさに嗣がんとするに、国人これを惡み、立つをえず。頓首して衆に謝し、職を摂りて不可あらば、廃さるといへども悔いるところなしと請う。衆、これを哀れみ、遂に位を嗣ぐ」とある。ここに「国人」とか「衆」とあるのは、「東部」(『旧唐書』では「西部」)に属する人びとを主にする者である。東部の属人がその代表者「大人」を選出しているのであり、父の「大人」位が自動的に子に継承される制度ではなかったことを意味する。したがって、「泉氏」という血縁を中核とする「氏（姓）」が成立をしても、その血縁・血統は実質的な意味を持たず、「部」が実質的な意味を持つ集団であったことがわかる。

つまり高句麗では「部」制があるために、「氏(姓)」の制度の導入が大幅に遅れ、また導入されても実質的な意味を持たなかったのである。

新羅では、乙卯年(五九五)の年次とともに「乙卯年於宿知述干」と石室の石扉の内側に陰刻したものが注目される。これが墓の被葬者を示す記述なのか、墓の造営者を示す記述なのか問題はあるが、一般的には「於宿墓誌」(於宿墓古墳墓誌)とみなされている。⁽²⁶⁾この於宿の人名には、「氏」とみられる部分がない。於宿は王京外の出自であり、「部」制は適用されないが、在地社会にまだ「氏」の制度が導入されていないことを示している。王京外の在地社会でも王京の「六部」と同様に、地縁の共同体と血縁とが複合した社会であったとみてよい。

以上により高句麗と新羅では「部」の制度が血縁集団の代替を果たしたために、血縁を中核とする標識である「氏(姓)」は発達せず、高句麗・新羅とは異なる「部」を持つ百済のみに「氏」システムの展開がみられたことがわかった。したがって中国と直接の交渉のなかったこの時期の倭が、「氏」システムを導入したとすれば、その原型は百済にしか求めようがないことも明らかである。百済の影響を受けたいわゆる任那諸国からの導入も考えられなくはないが、任那諸国はそれ自体が小領域であり、国全体が地縁と血縁とが複合した状態であり、高句麗・新羅同様ここにも「氏」が発達あるいは受容される契機はなかったのである。次に倭が「氏」システムを導入した様相を考えるために、同時

期の倭の状態をみることにしたい。

三 五世紀第四半世紀から六世紀末の倭地域の情勢

『記』『紀』を中心とした日本側史料をみれば、同時期の大混乱が容易に想定されるが、この期の日本側史料は信頼するわけにはいかない。しかし『宋書』倭国伝の武の上表文にみたように、武がにわかに父兄を失ったことや、武の上表文の提出以降『隋書』倭国伝の開皇二〇年(六〇〇)までの間に倭から中国に直接使者を派遣できなかった事実からみて、この間に倭王の権力を弱化させるような混乱が生じたことは認められる。この間の混乱の具体的な様相は、やはり中国史料から推定する以外にない。

『隋書』倭国伝には、「開皇二十年、倭王、姓は阿每、字は多利思比孤、号は阿輩鷄弥、使を遣わして闕に詣る」とある。岡田山一号墳の大刀銘の「各田ア臣」という形で「氏」の成立と対応させれば、この段階で倭王が「姓(氏)」を自称しているのは当然である。倭王は「氏」という血縁・血統を核とする集団を構成しているのであり、在地性を克服して超越的な血縁・血統を核とする権力者の位置を占めるにいたっている。倭王武が「はらから」意識で各地の「族長」を統合して権力を掌握していたのとは、明らかに段階を異にする。

ヤマト周辺で巨大な前方後円墳の終末とされるのは、奈良県見

瀬丸山古墳であり五五〇年以降に編年される。⁽²⁷⁾『記』『紀』の天皇名と死去年次をそのまま信用するわけにはいかないものの、目安としては敏達陵に比定されている前方後円墳の存在からすれば、五八〇年頃ともみなしうる。

このような前方後円墳のあり方からすれば、「はらから」意識に基づく権威は六世紀後半にも健在であるとみえるが、これは権威の一部に古い残存形態が組み込まれていることを示すに過ぎず、権威の中核はすでに別の要素によって形成されていたのである。

その別の要素とは、すでに稲荷山古墳出土鉄剣銘についてみたように、血縁・血統意識の拡充をはかり、それを組織化することであった。これについては新羅王権についてみたように、在来社会から超越した王家の形成に例を求めることができる。すなわち社会外部の人間（新羅の場合には金官王族）との通婚により、在来社会の上に超越する王家を形成しえた。また一般的にいつても、血縁・血統が自立しうる契機は通婚による子孫の生誕にある。在来社会の構成員との通婚は、この点では血縁・血統の何らの自立性をもたらずものではない。在来社会の外部に位置する者との通婚と子の誕生こそが、新しい血縁・血統の形成の鍵となるのである。

倭王の婚姻の場合であるが、倭王の姓は「阿毎（あま）」であるから、婚姻相手は地域名の一部に「アマ」を含むものである。

しかも「天を以て兄となし、日を以て弟となす」意識があるのであるから、この「アマ」は差し当たり「天」や「日」の存在する「天界（アマの世界）」である。「アマ」は天界の女神との神婚神話

に基づく倭王の自称名と考えてよいが、神婚神話といったものが、在来社会から倭王を切断する現実的な基盤であったはずがない。天界の女神はすなわち「異界の女」であり、「異界」の現実化した姿は「異形」であるから、「異界・異形の女」のことである。

『隋書』倭国伝には「新羅・百済は皆、倭を以て大国にして珍物多しとなし、ならびにこれを敬い仰ぎて、恒に使を通じて往来す」とあるように、『魏志』倭人伝以降朝鮮半島南部との往来は多い。したがって、「異界・異形の女」は一般的な渡来人の女ではないし、ましてや倭人の女ではありえない。

とすれば、この段階で「異界・異形の女」と明確に認識されるのは、日常生活の中に従来存在しなかったような原点を持つ女のことであり、それは新たに仏像という偶像を持ち込み、これに帰依し崇拜することを日常普段に行なっている仏教修行者の女しかない。「尼」を「あま」とよぶことがどこまでさかのぼれるかわからないが、「尼」の持つ異界性と異形性はまさに「天界（アマの世界）」に通じるものである（得度者は「此岸」つまり現世と切断された、「彼岸」すなわち「天界」を含む「異界」の人である）。さらに仏教は、甲寅年三月廿六日弟子王延孫奉為現在父母敬造金銅釈迦像一軀⁽²⁸⁾のように、父母への孝養という形などでの系譜意識を強く持つものであり、直系血縁集団の形成に大きな役割を果たす側面があった。また当初から日本仏教は、祖先崇拜（供養）という縦系列の時間軸を持つ信仰であったことは通説である。⁽²⁹⁾

『隋書』倭国伝に「百済に仏・經を求め得て」とあるように、

異界・異形の女を含む異界・異形の仏教徒集団は百済から倭に派遣されてきた。その集団構成員が倭王との婚姻関係を通じて、倭王権の中枢部を把握したのであり、それと同時に倭に仏教とともに新しい支配システムを展開したのである。「氏」システムもそのひとつであるが、すでに繰り返し述べたように、倭の在来社会にも血縁・血統を軸とする意識が生じていたので、それらはほとんど抵抗なく各地に群集墳を築造していた有力農民層にまで、急速に浸透したのである。

新しく導入された支配システムの重要な他のひとつに、支配組織としての「部」システムがある。『記』『紀』を除外すれば「部」の最古の史料も、岡田山一号墳出土大刀銘の「各田部臣」の「部」である。これをさかのぼるとされる江田船山古墳出土大刀銘には「典曹人」・「作刀者」・「書者」の文字はあるが「部」も「氏」もなく、稲荷山古墳出土鉄剣銘も「杖刀人」の文字はあるが「部」も「氏」もない。それに対し岡田山一号墳出土大刀銘には、「部」と「氏」が「一挙にみえるから、「部」と「氏」は同時に出現したとみるべきである。

百済の「部」には、高句麗や新羅と対比できるかにみえる「部」の他に、『周書』百済伝のみにみえる「前内部・穀部・肉部・内掠部・外掠部・馬部・刀部・功德部・栗部・木部・法部・後官部・外官部」の内官、「司軍部・司徒部・司空部・点口部・客部・外舍部・綱部・日官部・都市部」の外官による「部司」としての「部」があった。これは「戸部」などにみられる中国の官

職名称を導入した官司組織であるが、中国よりもはるかに具体性に富み、かつ並列的であることに特色があり、百済特有の官司組織である。高句麗や新羅に関する中国史書には、このような「部司」はみえない。

百済の「部司」は『周書』にしかみえないから、これを否定することも可能ではあるが、ここでは中国史料を重視するのでその意見は採らない。百済において「部」が軍事的領域区分にも、役職名にも共通して使用されることは、別段不可解な現象ではない。すなわち権力にさまざまな役職で奉仕するためには、その奉仕を支える現実的な集団がなければならぬ。この現実的な集団というのは、現実には一定の区分された地域を領有する集団であるから、地域区分であることにより「部」とよばれたと考えられるからである。

つまり「部」は、権力による地域指定なのであり、それが軍事を通じて権力に奉仕する地域として設定された場合には「軍事的領域区分の『部』」となり、特定の職として権力に奉仕することを支える地域として設定された場合には「『部司』の（を支える）『部』」となったのであり、後者を朝廷内での役職の部分のみに限り「部」として記述したのが『周書』の「部司」なのである。繰り返すことになるが、百済の「部」とは、王権が必要とする役割を果たさせる目的で設定された地域区分という、一種類の「部」に集約されるものしかなかったのである。これが日本に導入された「部」システムの原基の姿であった。

「各田ア臣」の「ア」が「部」の字の省略であることは、年月は不明であるが百済地区から発見された碑の断片に「前部」と記すものと「前ア」と記すものがあることに明白である。⁽³⁰⁾「各田ア」の「各田」は何らかの役職を示すものとは考えられないから、地名に由来するものであり、そうした「部」は百済の場合の前部など「上・前・中・下・後」部といった抽象的な名称を持つものと共通する役割があるものと考えられる。つまり軍事をもって王権に奉仕する「部」(軍事的領域区分と述べてきた「部」)である。

倭国の場合にこれが百済のように「前部」などの抽象的な名称を採らなかったのは、考古学的知見によっても明らかのように、王の居所が一所にとどまらない倭の状況に対応したものであり、王の居住地付近の具体的地名を冠した「部」の名称の方が適切だったからである。王権が軍事奉仕地として「各田」の地を指定した場合、その領域は「各田部」を構成し、その支配者と居民全体に「各田部」の「氏」の名が授与されたのである。

『隋書』倭国伝には、倭には「軍尼一百二十人あり、なお中国の牧宰のごとし。八十戸に一伊尼翼を置く。今の里長のごとし。十伊尼翼は一軍尼に属す」というような支配地域があった。これと並列して「竹斯国」や「秦王国」など一〇余国が竹斯国と倭王居住地の間にあり、「竹斯国以東は、皆、倭に附庸」されていた。「軍尼」は中国の牧宰に比されるから、倭王が派遣するものである。各田部の支配者が、軍尼として派遣された場合、その支配領域には「各田部」の地名が付され、その領域内の者はすべて「各

田部」の氏の名が付される。

もちろん、具体的に取扱う対象の職名が付されて「部」が形成される場合もあったであろうが、史料として『記』『紀』を外しているのが適切な事例がない。この場合にも、その「部」の構成員には「某部」の「氏」が与えられると同時に、その構成員の生活やその職務を支えるため指定された地域を「某部」とよび、その領域に居住する全員が「某部」の「氏」を名乗ったのである。うし、その地域の支配者が軍尼として地方に派遣された場合には、地方のその支配領域が「某部」となり、その領域居住民にも「某部」の「氏」が与えられた。

こうして「部」と「氏」のシステムが地方に波及すると、地方支配者(附庸国や附庸地域の支配者)層もそれぞれに在来社会の支配地域名にちなむ「氏」の名を自称し、支配領域の住民にもその「氏」にちなんだ名を名乗らせることとなり、急速に「氏」の網の目が全社会を覆うことになった。各地方の有力農民にとっては、「氏」は地方支配者あるいは中央支配者とのつながりを示す象徴として自覚されたかもしれないが、一般農民にとってはそれは何らの意味を持たないものであった。七世紀後半から戸籍・計帳がつくられるや、広く農民個人にも「氏」が付され登録されたが、その段階でもその「氏」は国家が個人に付与した記号以上の意味はなかったのである。血縁・血統の重視は新権力の構築にともなうものであったから、権力の構築を必要としない階層・階級にとっては、血縁・血統意識(「氏」意識)は何らの必要もなかった

のである。

さて、以上のような「部」と「氏」のシステムは、百済から派遣されてきた仏教徒集団構成員が、倭王との通婚により権力を構成して導入したものであるが、その時期はどう考えられるであろうか。百済王権が完全に仏教信仰を主導したことがわかる記事は、『梁書』百済伝の「中大通六年・大同七年、累ねて使を遣わして方物を献じ、并に涅槃等経義・毛詩博士、并に工匠・画師等を請う」である。中大通六年は五三四年、大同七年は五四一年に相当し、『三國史記』によれば百済の聖王（『紀』の聖明王のこと）一二年と同一九年に相当する。『三國史記』を信用するとすれば、百済はこの間の聖王一六年に泗泚に遷都しており、遷都には従来の文化との断絶という意味があるから、泗泚は梁から直輸入された仏教文化を核とし、百済の新仏教文化の理念を現世に出現させるための都であった。『三國史記』を信用するならば、百済仏教はこの遷都により、質的な転換を果たしたのである。

大同七年の百済使の後に『梁書』百済伝と簡文帝紀は太清三年（五四九）の百済使を記し、百済伝では「京師の寇賊を知らずして、なお使を遣わして貢獻す。即ち至りて、城関の荒れ毀るるを見て、みな号慟し涕泣す」とある。『南史』梁武帝紀によれば、「城・寺の荒蕪を見て、闕下に哭」いたとあり、この使者もまた仏教文化導入の目的を兼ねていた。なお、この百済使の主目的は、前項にみたように漢江流域をめぐる高句麗との衝突に関するものと推定でき、百済仏教は政治との合体をも果たし、仏教徒王権を形成し

ていたのである。同時に漢江をめぐる情勢の緊迫は、梁のみならず倭の支持をも必要としたものにちがいない。

このために百済仏教徒王権は使節団として仏教徒集団を倭に派遣し、倭王から百済への支持を取り付けるといふ政治目的を果たすと同時に、倭への仏教伝道の目的をも同時に果たそうとしたのである。^③したがって、漢江流域を新羅が支配し中国に遣使した五六四年以前、百済が梁仏教を直輸入した五三四年以降に、百済からの仏教徒使節集団の倭への派遣があったのである。そしてその仏教徒集団の構成員である仏教徒の女、つまり異界・異形の女が倭王と通婚することにより、在地社会から超越的な倭王家が誕生し、通婚によって倭王権の中枢を占めた百済仏教徒集団により、仏教をはじめ「部」システムや「氏」システムなど新支配システムが一举に倭に導入されたのである。

まとめにかえて

五・六世紀代の倭の歴史に関しては、膨大な業績の蓄積があり、さらに日々成果が発表されているといっても過言ではなく、成果の発表数とともに論考は微細を極め、ほとんど止まるところがない。しかし、こうした研究の進展とともに、根底的かつ致命的な問題が不問に付され、あたかも問題自体が存在しないかの観を呈している。

その致命的な問題とは、『記』『紀』（あるいは『三國史記』・『三國

遺事」を含めて)の史料の信憑性である。私自身はかねてより『記』『紀』の信憑性について論じ、少なくとも『記』『紀』が一致して存在する部分、つまり推古朝以前は全く信用できないと述べてきた。⁽³⁰⁾「はじめに」にも述べたが、『記』『紀』のように、百歩譲っても「誤っている可能性の多い」史料は、一旦は全く無視して、再現像を構築する方法こそ、『記』『紀』しかまとまった史料がない時期の研究のむしろ「王道」としてよい。拙稿はこの「王道」を試みたつもりである。

注

- (1) 「氏」に関する研究史整理の近年のものに、野口剛「ウヂ研究の現段階」(井上辰雄編『古代史研究の課題と方法』国書刊行会・一九八九年)、明石一紀「ウヂの基本的性格」(同『日本古代の親族構造』吉川弘文館・一九九〇年)、中村英重「古代における氏の形態と構造」(駿大史学八六・一九九二年)などがある。「部」についての研究史は、武光誠『研究史・部民制』(吉川弘文館・一九八一年)がある。
- (2) 平野邦雄『大化前代の社会組織』(吉川弘文館・一九六九年)
- (3) 阿部武彦『日本古代の氏族と祭祀』(吉川弘文館・一九八四年)
- (4) 平野邦雄『大化前代の社会組織』(注(2))、同『古代社会における「ウヂ」』(同ら編『社会的諸集団』岩波書店・日本の社会史第六巻・一九八八年)
- (5) 東京国立博物館編『江田船山古墳出土・国宝・銀象嵌銘大刀』(吉川弘文館・一九九三年)を史料とした。
- (6) 埼玉県教育委員会『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』(埼玉県教委・一九七九年)を史料とした。
- (7) 銘文の発表のすぐ後に、斎藤忠・井上光貞・岸俊男・大野晋・

- (8) 吉田孝『律令国家と古代の社会』(岩波書店・一九八三年)、吉田孝『古代社会における「ウヂ」』(注(4))など。
- (9) 義江明子『日本古代の氏の構造』(吉川弘文館・一九八六年)。義江の引用する文献によれば、原島礼二「銘文の語る武蔵」(『歴史と人物』九一・一九七九年・筆者未見)が非血縁説を述べている。
- (10) 溝口睦子『日本古代史族系譜の成立』(学習院・一九八二年)など。
- (11) 諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館・一九五八年)の「皇考」・「皇考廟」の項による(縮刷版・第八巻・七三頁)。
- (12) 岡田山一号墳の資料については、島根県教育委員会編『出雲岡田山古墳』(島根県教委・一九八七年)による。同書に鬼頭清明により発表された銘文は、「各田部臣□□素□大利□」の一二文字である。
- (13) 岡田山一号墳の年代に関する諸説には、次のようなものがある。和田晴吾「出雲の家形石棺」(樋口隆康ほか『展望・アジアの考古学』新潮社・一九八三年)は、岡田山一号墳の家形石棺を出雲の須恵器編年三期の新段階から四期に編年する。鎌田元一「大王による国土の統一」(岸俊男編『王権をめぐる戦い』(日本の古代・六)中央公論社・一九八六年)一〇五頁によれば、和田論文による年代は六世紀後葉に属するという。町田章「岡田山一号墳の儀仗大刀についての検討」(注(12))八四―九八頁)によれば六世紀第四半世紀、西尾良一「馬具の検討」(注(12))一〇二―一一頁)によれば五八〇年から六〇〇年であり、六世紀第四半世紀とみてよい。ここでは下限を問題とするから六世紀末の六〇〇年を目安とする。
- (14) 中国の「姓氏」については、尾形勇「中国の姓氏」(西嶋定生・直木孝次郎により、シンポジウムが開催され、ここに述べたような銘文の問題点がほぼ全面にわたって指摘されている『シンポジウム 鉄剣の謎と古代日本』(新潮社・一九七九年))。

- ら編『東アジア世界における日本古代史講座』第一〇巻・学生社・一九八四年)に適切な説明がある。
- (15) 『三国史記』・『三国遺事』の史料的問題は、井上秀雄『新羅史基礎研究』(東出版・一九七四年)の序章に概略が記されている。なお、以下この項では新羅史や百濟史を扱うが先行業績の紹介を省略制限した。それは先行業績はほぼ例外なく、『三国史記』・『三国遺事』にあるいはこれらと『記』・『紀』などを使用しているためである。本稿では、それらを排除して極力中国史料と金石文に限定して事態を把握しようとしたためである。
- (16) 真興王巡狩碑に関する基礎的研究として、今西龍『新羅史研究』(国書刊行会・一九八八年・原著発行年一九三四年)がある。
- (17) 井上秀雄『古代朝鮮』(日本放送協会・一九七二年)
- (18) 日本古代の家族について双系系譜をもつ可能性があるから、新羅においても双系的な系譜をもつ可能性はある。新羅王族と他国王族の通婚については、井上秀雄『新羅の骨品制度』(同『新羅史基礎研究』(注(15))に重要な指摘があるが、別途考えたい。
- (19) 新羅の「六部」制は始祖代にはじまるような古いものではなく、高句麗の「五部」制を受容したものであろう。平野邦雄『大化前代の社会組織』(注(2))一三二頁では、真興王巡狩碑にみえるので六世紀半ばに成立したとする。
- (20) 井上秀雄『新羅の骨品制度』(注(18))は、三品彰英「新羅の姓氏について」『史林』一五一・一四・筆者未見)を引き、七世紀中葉まで新羅の貴族の姓氏はあらわれないとする。
- (21) 高句麗の「五部」制については、池内宏「高句麗の五族及び五部」(同『満鮮史研究—上世編』・祖国社・一九五一年)を参照した。
- (22) 百濟の「五部」制については、今西龍「百濟五方五部考」(同『百濟史の研究』・国書刊行会・一九七〇年・原著発行年一九三四年)では、泗沘遷都(五三八年)を契機として成立したとす
- る。
- (23) 百濟の「氏」については、今西龍「百濟五方五部考」(注(22))には百濟には高句麗や新羅のように「部族」がないので、古くから行なわれたとある。
- (24) 『冬寿墓誌』については、岡崎敬「安岳三号墳(冬寿墓)の研究—その壁画と墓誌銘を中心として—」『史淵』九三号・一九六四年)など。「□氏鎮墓誌」については、武田幸男「徳興里壁画古墳被葬者の出自と経歴」(朝鮮学報二三〇・一九八九年)など。「牟頭婁墓誌」については、武田幸男「牟頭婁一族と高句麗王権」(朝鮮学報九九・一〇〇合併号・一九八一年が原論文。同「高句麗史と東アジア」岩波書店・一九八九年に再録)などがある。
- (25) 牟頭婁墓誌の読解は、武田幸男「牟頭婁一族と高句麗王権」(注(24))による。ここでは武田氏に従い「祖冉牟」を血統上の実の祖父と解しておくが、「觀念上の祖」の可能性が強い。「祖父□□大兄□□大兄」の二度目の「□□大兄」のみが血統上の実の父であろう。その一字目の「□」が草冠の字である。たとえば黄壽永『増補・韓国金石遺文』(一志社・一九七六年)は、「碑銘」に「四、新羅於宿墓誌」として収載する。田中俊明ら編著『韓国の古代遺跡・一・新羅篇(慶州)』(中央公論社・一九八八年)、東潮「新羅・於宿知述干壁面墳に関する一考察」(岡崎敬先生退官記念事業会編『東アジアの考古と歴史』上巻・同朋舎出版・一九八七年)など。
- (26) 見瀬丸山古墳の編年については、川西宏幸「古墳時代政治史序説」(塙書房・一九八八年)の序章による。同書は全く『記』を援用することなく、考古学的知見のみによって構成された「政治史」として、高く評価することができる。
- (27) 「甲寅年金銅釈迦仏光背銘」(法隆寺献納御物)の資料は、斎藤忠編著『古代朝鮮・日本金石文総覧』(吉川弘文館・一九八三年)の写真版によった。同著は、五九四年の欄に同史料をのせ、五三四年説・六五四四年説もあるとし、百濟あるいは高句麗の製

作とみなされるとする。

(29) たとえば辻善之助『日本仏教史』第一巻(岩波書店・一九四四年)など。

(30) 趙東元編著『韓国金石文大系』巻二(圓光大学校出版局・一九八一年)に「上ア」「前ア」と「前部」の写真版がある。

(31) 王権の仏教受容の社会的意味は、従来過小評価されすぎである。土木建築技術等の総合技術水準を考えれば、在来社会に先行受

容されることなどありえず、本稿のように王権ぐるみ仏教徒集団に占拠されたことを想定すべきであり、そうした事態は「通婚」による以外想定できない。

(32) 拙著『記紀の王者像』(松籟社・一九九二年)、拙稿「峯ヶ塚古墳の被葬者推定をめぐって―清寧・仁賢天皇などの実在性の検討―」(井上薫編著『大阪の歴史と文化』和泉書院・一九九四年)などを参照されたい。